

5 事例報告

- ・ 「三重県健康づくり推進条例について」 三重県
- ・ 「健康おおつ21について」 滋賀県大津市

「三重県健康づくり推進条例」などについて

三重県健康福祉部健康づくりチーム マネージャー 城 克文

三重県では、平成14年4月1日から「三重県健康づくり推進条例」を施行しました。ここでは、他で紹介されてない条例の考え方や制定に至る経緯などを整理しました。

1 ベースにある考え方

健康づくりは一人一人の責任、それを支援するのが社会の役割・・・では、なぜ支援が社会の役割なのか。

身体が多少不自由でもspirituallにdynamicな（心躍る充実した毎日過ごしている）状態の人がたくさんいれば、社会そのものが活力を持った良い社会になる。そういう社会を実現したいので、三重県では、県の役割として、社会環境整備の切り口から関係主体と協働で健康づくりの取組を支援することとした（特に市町村支援を重視。）。

2 条例の概要（おおむね現に実施していることの条文化）

- (1) 県、県民、事業者の責務、県と市町村との協働など（第1条～第7条）
- (2) 基本計画や年次報告の策定・公表（第8条・第9条）
- (3) 内部評価・外部評価の実施と改善（第10条）
- (4) 調査の実施と財政上の措置（第11条・第15条）
- (5) 情報提供、積極的な事業者の公表、県民健康の日（第12条～第14条）

3 条例制定で期待する効果

継続的な取組の担保、労働分野や企業活動への働きかけの足がかり、地域保健活動を県が実施する根拠、などの効果を目指している。「ヘルスプロモーションを目指す条例の制定」という行動そのものが一種のヘルスプロモーション活動なのかも。

なお、条例は手段に過ぎないので、制定しただけではこのような効果は生じない。「何のためにつくるか」の次として、「いかに上手にこの枠組みを使うか」が今後の課題。

4 なぜ制定したか

(1) 発端

地域保健法等により、県行政における健康づくり分野の位置づけが崩壊。

県単新規事業がゼロ査定となり問題意識を持った当時のスタッフが、ワーキンググループにより県庁や保健所の役割、健康対策課のすべきことなどを検討。その結果、「市町村支援」「人材育成」「PDSサイクルの継続的实施（財源も含む）」などととも、「そうした活動の法的根拠の必要性」にたどり着いた。

決定打は、知事プレゼンでの部長の一言「やっぱ条例でしょう」だった（らしい）。

(2) 必要性

目先の必要性はあまりない。やってること・やろうとしてることを書いただけ。

しかし、今の我々の取組は、10年20年と続けて効果が現れるもの（と説明している。）。であれば、今後、知事が替わったり三重県が財政再建団体になったり担当者の熱意がなくなったりしても、事務レベルでこっそり取組を中断されては困る。方針を変更するなら、正面から議論して、県民のために最も良い方法に変更して欲しい。

つまり、「将来に備えて今打てる手をきちんと打つ」ため、具体的には「今の取組を将来に渡って続けてもらう」ための条例化。

5 制定経過など

(1) 担当レベルでのブレインストーミング

平成12年度後半から提案直前まで。法学や公衆衛生学の専門家にも相談。

(2) 三重県公衆衛生審議会（平成13年度に条例で設置）における審議（半年間で2回）

健康づくり推進に関わる関係者、産業保健関係者、住民代表などを委員とする審議会で、フリーディスカッション中心の検討と骨子案に対する検討を実施。

(3) パブリックコメント（13年度8月上旬～12月中旬まで）

webで公開、電子会議室・電子メール・電話・FAX（約1ヶ月・15件）に加え、各県民局単位で研修会や様々な会議の場を借りて説明&アンケートを実施（31回・参加者1605人・意見提出596人）。またヘルシーピープルみえ・21の企業訪問の際にも企業関係者の意見をいただいた（22件）。

（「バーチャルのみでなくリアルなものをきちんと行うこと」との部長の指摘あり。）

(4) 県議会健康福祉環境常任委員会への進捗状況報告

12年度から時々状況報告。平成13年は、第3回定例会に骨子案、第4回定例会に要綱案を報告し、指摘を載せて意見募集方法や条文案に反映した。

(5) 平成14年第1回定例会へ提案、全会一致で可決成立、平成14年4月1日施行

6 その他

(1) 保健所（三重県では各県民局保健福祉部）の関与（というか役割分担）

ヘルスプロモーション、評価等の視点や、市町村の状況などの情報を、所長会や担当者との意見交換でたくさん教えていただき、条文案に反映。実際の策定作業は課の役割なので、こまめな情報提供を行い、保健所では説明会や市町村訪問による意見聴取、各種会議を活用した普及啓発、市町村からの評価の試行などの役割を担当。

(2) 健康増進法案との整合性の確保

厚生労働省へは条例原案を適宜送付。法の概要の公表後に検討、問題なしと判断。文言の違いなどは気にしない。考え方や役割、方針について矛盾がないことが重要。

(3) 医療や保険などの関係者が条例に記載されていない

県や市町村など、ややもすれば撤退しかねない主体だからこそ、条例でその役割ややり方を定める必要がある。保険者や医療機関など「健康」を存在目的とする者は、条例の枠にはめてその存在意義を矮小化してはいけない（のではないかと思います。）。

(4) どれくらいの事務局スタッフが必要か

方針が明確であれば、条例案策定は誰でもできる。三重県の場合は、ヘルシーピープルみえ・21全般を担当する2名（事主査1・放主幹1）で原案策定、それに課長級保健師・課長各1名で検討。次長・部長各1名が検討・関係者説明などに参画。

(5) 他の自治体への期待

この条例は、根拠法もないし、規制条例でもなければ基本条例でもない。行政の仕事のやり方を定める条例という新たな自治立法の例。

三重県条例をたたき台に、もっと良い条例（飾ってかっこよい条例ではなく、道具として使い勝手の良い枠組み）を作って欲しい（作ったら三重県にも送って下さい。）。

〔終わりに〕

三重県の取組はまだぜんぜん県民に浸透していないし、理屈も後付けなので、正直なところこうして発表するのは後ろめたいです。今のヘルシーピープルみえ・21の状況は、実感として、県民186万人中の5千人、0.3%が知っているくらいです。が、さぼり癖のある自分に喝を入れるつもりで発表しています。未熟な部分をご容赦下さい。

詳細のお問い合わせは、kenfuku2@pref.mie.jpかk-joe@mx7.freecom.ne.jpへ。

なお、最近では、公衆衛生情報6月号、保健婦雑誌6月号、栄養日本9月号、法令解説資料総覧8月号に関連記事があります（条文等は暫定的に<http://www.geocities.co.jp/MotorCity-Rally/7310/>においてあります。）。



健康おおつ21の概要



健康は 無理なく 無駄なく 無駄なく 根気よく


健康おおつ21

〈「健康おおつ21」が目指す
大津市民の21世紀の姿〉

自分がいきいきと暮らして
いくための土台としての健
康について考え、学び、そ
れを自分の言葉で伝えている
大津市民が増えることを
目指して

健康おおつ21 8つの領域

思春期保健
母子歯科保健
成人歯科保健
元気老人
食生活と運動
あったかハート
健康と環境
たばこ


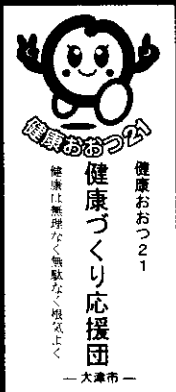


具体的な取り組み内容

- 商店街との連携
- 産業保健との連携
- 地域健康づくりリーダーへの支援
- エンパワーメントスキルの向上

商店街との連携

2商店街・38店舗
(取り組み例)
ランチに必ず野菜料理を一品
体脂肪測定ができる銭湯

産業保健との連携

財団法人 大津市志賀町勤労者互助会
三洋電機株式会社
大津商工会青年部



地域健康づくりリーダーへの支援

ヘルスメイトによるヘルスサポーター21事業への支援



エンパワーメントスキルの向上

- 短期大学生へのピアカウンセリング講座
- 教育委員会と連携した
市民ボランティアへのエンパワーメント講座



- 高校生へのリプロヘルス教育
- 親育ち教室の実施

保健所との協働

- ・外食栄養成分表示
推進会議



健康づくり応援団
大津市商店街連盟理事長の参加



滋賀県からの支援

- ・目標値設定および評価のためのベースライン調査(生活習慣・死亡状況他)
- ・情報提供(他自治体の状況・国の動き・最新の知見 他)
- ・健康づくり支援資料集
- ・健康づくり支援ワークシート
- ・技術支援(研修・統計処理 他)